

株主各位

平成21年6月26日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
古河機械金属株式会社
代表取締役社長 相馬信義

第142回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第142回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

1. 第142期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第142期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類報告の件
- 本件は、その内容について報告いたしました。

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、相馬 信義、塩飽 博以、古河 潤之助、座間 学、江本 善仁(以上重任)、中村 晋、松本敏雄(以上新任)の各氏が選任され就任いたしました。

本株主総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役および役付取締役が選定され、就任いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株当たり金1円50銭、総額606,258,812円、その効力が生じる日を平成21年6月29日とすることに決定いたしました。

代表取締役社長 相馬 信義
専務取締役 塩飽 博以
常務取締役 座間 学

以 上

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の概要は裏面に記載のとおりであります。

期末配当金のお支払いについて

第142期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間(平成21年6月29日から平成21年7月31日まで)内にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

定款変更の概要

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一齐に移行(株券の電子化)されたことから、これに対応するため、次のとおり所要の変更を行いました。

(下線部分は変更箇所であります。)

旧(変更前)定款	新(変更後)定款
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第13条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第12条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、<u>当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>